

C 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正後

改正前

附則

附則

第十八条 療養病床を有する病院（医療法施行規則第五十二条の規定の適用を受けるものに限る。）である指定介護療養型医療施設については、平成二十四年三月三十一日までの間は、第二條第一項第二号中「六」とあるのは「八」と、同項第三号中「六」とあるのは「四」とする。

第十九条 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院（医療法施行規則第五十二条の規定の適用を受けるものに限る。）である指定介護療養型医療施設に置くべき従業者の員数は、平成二十四年三月三十一日までの間は、第二條第三項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- 一 医師、薬剤師及び栄養士 それぞれ医療法上必要とされる数以上
- 二 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき看護職員 常勤換算方法で、老人性認知症疾患療養病棟における入院患者の数が五又はその端数を増すことに一以上
- 三 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき介護職員 常勤換算方法で、老人性認知症疾患療養病棟における入院患者の数が六又はその端数を増すことに一以上
- 四 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき作業療法士 一以上
- 五 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき精神保健福祉士又はこれに準ずる者 一以上
- 六 介護支援専門員 一以上（老人性認知症疾患療養病棟（専ら

要介護者を入院させる部分に限る。)に係る病室における入院患者の数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする。)。

第二十条 療養病床を有する病院（医療法施行規則第五十一条の規定の適用を受けるものに限る。）である指定介護療養型医療施設に係る病室に隣接する廊下については、平成二十四年三月三十一日までの間は、第三条第二項第三号中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル」とあるのは「一・六メートル」とする。

第二十一条 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院（医療法施行規則第五十一条の規定の適用を受けるものに限る。）である指定介護療養型医療施設に係る病室に隣接する廊下については、平成二十四年三月三十一日までの間は、第五条第二項第四号中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル」以上（医療法施行規則第四十三条の二の規定の適用を受ける病院の廊下の幅にあつては、「一・一メートル以上）」とあるのは「一・六メートル以上」とする。